

函館市水防計画 新旧対照表（改訂案）

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
2	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>1.2 用語の定義 主な水防用語の定義は、次のとおりである。 (略)</p> <p>(9) 洪水予報河川 国土交通大臣または都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報河川について、<u>気象庁</u>と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項および第3項）。</p> <p>(10) 水防警報 国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸（水防警報河川等）について、<u>国土交通省</u>または都道府県の<u>機関</u>が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 水位到達情報 水位到達情報とは、国土交通大臣または都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意</p>	<p>第1章 総 則 (略)</p> <p>1.2 用語の定義 主な水防用語の定義は、次のとおりである。 (略)</p> <p>(9) 洪水予報河川 国土交通大臣または都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報河川について、<u>気象庁長官</u>と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項および第3項）。</p> <p>(10) 水防警報 国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸（水防警報河川等）について、<u>国土交通大臣</u>または都道府県<u>知事</u>が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 水位到達情報 水位到達情報とは、国土交通大臣または都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（<u>洪水</u>特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫</p>	<p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p> <p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p> <p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p>


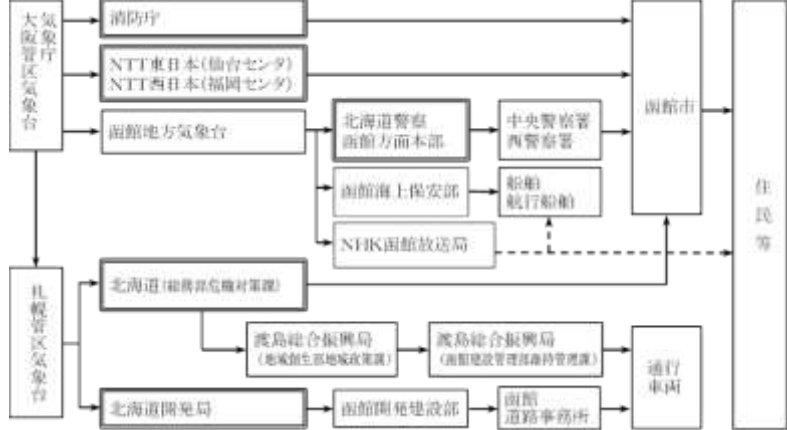

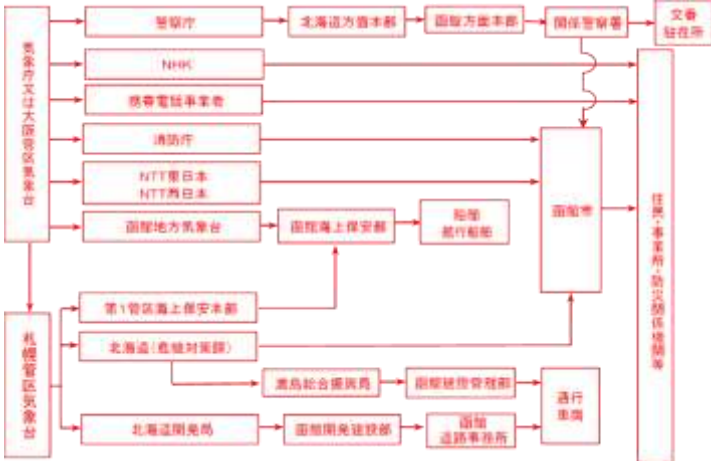
頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
2	<p>水位(警戒水位), 避難判断水位への到達情報, 氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>(13) 水防団待機水位(通報水位) 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で, 各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。</p> <p>水防管理者または量水標管理者は, 洪水または高潮のおそれがある場合において, 量水標に示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは, その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>(15) 避難判断水位 市町村長の<u>避難準備・高齢者等避難開始発表</u>の目安となる水位であり, 住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p>	<p>注意水位(警戒水位), 避難判断水位への到達情報, 氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>(13) 水防団待機水位(通報水位) 量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で, 各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。</p> <p>水防管理者または量水標管理者は, 洪水または高潮のおそれがある場合において, 量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは, その水位の状況を関係者に通報しなければならない。</p> <p>(15) 避難判断水位 市町村長の<u>高齢者等避難発令</u>の目安となる水位であり, 住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</p>	<p>記述の整理</p> <p>法改正に伴う修正</p>
3	<p>(16) <u>氾濫危険水位(特別警戒水位)</u> 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の<u>避難勧告等</u>の発令基準の目安となる水位である。水位周知河川においては, 法第13条第1項および第2項に規定される洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>国土交通大臣または都道府県知事は, 指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは, 水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(18) 浸水想定区域 <u>洪水予報河川および水位周知河川について, 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し, または浸水を防止することにより, 水災によ</u></p>	<p>(16) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の<u>避難指示</u>の発令<u>判断</u>の目安となる水位である。水位周知河川においては, 法第13条第1項および第2項に規定される洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で洪水特別警戒水位に相当する。</p> <p>国土交通大臣または都道府県知事は, 指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは, 水位到達情報を発表しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(18) <u>洪水</u>浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し, または浸水を防止することにより, 水災による被害の軽減を図るため, 想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
3	<p>る被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。</p>	<p>が想定される区域として国土交通大臣または都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。</p>	
3	<p>1.3 水防の責任等</p> <p>水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任および義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体等（函館市および消防機関）</p> <p>市域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>③ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。（法15条の3）</p>	<p>1.3 水防の責任等</p> <p>水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任および義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体等（函館市および消防機関）</p> <p>市域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>③ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。<u>要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果についての助言・勧告</u>（法15条の3）</p>	<p>法改正に伴う追加</p>
4	<p>(2) 北海道</p> <p>道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>⑦ 浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）</p> <p>（略）</p> <p><u>(3) 国土交通省（函館開発建設部）</u></p> <p><u>①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u></p> <p><u>(4) 気象庁（函館地方气象台）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>(5) 河川管理者</u></p> <p><u>① 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供および助</u></p>	<p>(2) 北海道</p> <p>道内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <p>（略）</p> <p>⑦ <u>洪水</u>浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条）</p> <p>（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) 気象庁（函館地方气象台）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>(4) 河川管理者</u></p> <p><u>① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）</u></p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由												
4 6 7 8	<p>言（法第15条の12） (6) 居住者等 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>市は、水防に係るある警報・注意報等の発表または地震等の発生等により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、函館市地域防災計画基本・地震災害対策編第3章第1節「災害応急体制」の定めるところに準じ、市総務部総務課が水防事務の総括を行い、庁内各部局や消防機関、防災関係機関との連携を図りながら、水防に関する事務についても処理するものとし、災害対策本部設置基準に該当したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定および函館市災害対策本部条例（昭和38年1月9日条例）の定めるところにより、災害対策本部を設置するものとする。 (略)</p> <p>4.1 気象庁が行う予報および警報 4.1.1 気象台が発表または伝達する警報および注意報 (略)</p> <p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報および注意報は、指定河川洪水警報および注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報および注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 (略)</p> <p>(函館市の気象情報発表基準)</p> <table border="1" data-bbox="208 1302 1016 1449"> <tr> <td>府県予報区</td> <td>渡島・檜山地方</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>渡島地方</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>渡島東部</td> </tr> </table>	府県予報区	渡島・檜山地方	一次細分区域	渡島地方	市町村等をまとめた地域	渡島東部	<p>② 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供および助言（法第15条の12） (5) 居住者等 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>市は、水防に係るある警報・注意報等の発表または地震等の発生等により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、函館市地域防災計画第3章第1節「災害応急体制」の定めるところに準じ、市総務部災害対策課が水防事務の総括を行い、庁内各部局や消防機関、防災関係機関との連携を図りながら、水防に関する事務についても処理するものとし、災害対策本部設置基準に該当したときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定および函館市災害対策本部条例（昭和38年1月9日条例）の定めるところにより、災害対策本部を設置するものとする。 (略)</p> <p>4.1 気象庁が行う予報および警報 4.1.1 気象台が発表または伝達する警報および注意報 (略)</p> <p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報および注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報および注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 (略)</p> <p>(函館市の気象情報発表基準) (令和5年6月8日運用開始)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1302 1906 1449"> <tr> <td>府県予報区</td> <td>渡島・檜山地方</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td>渡島地方</td> </tr> <tr> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td>渡島東部</td> </tr> </table>	府県予報区	渡島・檜山地方	一次細分区域	渡島地方	市町村等をまとめた地域	渡島東部	<p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p> <p>名称変更による修正</p> <p>記述の整理</p> <p>気象情報発表基準値の改定に伴う修正</p>
府県予報区	渡島・檜山地方														
一次細分区域	渡島地方														
市町村等をまとめた地域	渡島東部														
府県予報区	渡島・檜山地方														
一次細分区域	渡島地方														
市町村等をまとめた地域	渡島東部														

頁	現 行			改 訂 案			改訂理由			
8	警 報	大雨	表面雨量指数基準	11(浸水害)	大雨	表面雨量指数基準	11(浸水害)	気象情報発表基準値の改定に伴う修正		
土壌雨量指数基準			106(土砂災害)	土壌雨量指数基準		106(土砂災害)				
洪水		流域雨量指数基準	尻岸内川流域= <u>16</u> , 汐泊川流域= <u>25.1</u> , 松倉川流域= <u>17.7</u> , 鮫川流域= <u>8.7</u> , 亀田川流域= <u>13.3</u> , 常盤川流域= <u>9.9</u> , 温川流域= <u>18.8</u> , 湯の川流域= <u>4</u> , 石川流域= <u>7</u> , 川汲川流域= <u>6.3</u> , 尾札部川流域= <u>7.5</u> , 八木川流域= <u>10.4</u>	複合基準 ^{*1} 汐泊川流域=(6, <u>20.6</u>), 鮫川流域=(6, <u>7.1</u>) 亀田川流域=(6, <u>10.6</u>), 八木川流域=(6, <u>9.3</u>)	洪水	流域雨量指数基準	尻岸内川流域= <u>16.7</u> , 汐泊川流域= <u>23.4</u> , 松倉川流域= <u>20.1</u> , 鮫川流域= <u>9.9</u> , 亀田川流域= <u>11.4</u> , 常盤川流域= <u>10.1</u> , 温川流域= <u>17.4</u> , 湯の川流域= <u>4.2</u> , 石川流域= <u>7.4</u> , 川汲川流域= <u>6.9</u> , 尾札部川流域= <u>8.3</u> , 八木川流域= <u>11.3</u>		複合基準 ^{*1} 汐泊川流域=(6, <u>18.9</u>), 鮫川流域=(6, <u>8.5</u>) 亀田川流域=(6, <u>8.9</u>), 八木川流域=(6, <u>10.1</u>)	
		高潮	潮位			1.0m	高潮			潮位
注意 報	大雨	表面雨量指数基準	8(浸水害)	大雨	表面雨量指数基準	8(浸水害)				
		土壌雨量指数基準	<u>62</u> (土砂災害)		土壌雨量指数基準	<u>63</u> (土砂災害)				
	洪水	流域雨量指数基準	尻岸内川流域= <u>12.8</u> , 汐泊川流域= <u>20</u> , 松倉川流域= <u>14.1</u> , 鮫川流域= <u>6.9</u> , 亀田川流域= <u>10.6</u> , 常盤川流域= <u>7.9</u> , 温川流域= <u>15</u> , 湯の川流域= <u>3.2</u> , 石川流域= <u>5.6</u> , 川汲川流域= <u>5</u> , 尾札部川流域= <u>6</u> , 八木川流域= <u>8.3</u>	複合基準 ^{*1} 汐泊川流域=(6, <u>18.2</u>), 鮫川流域=(5, <u>6.4</u>) 亀田川流域=(5, <u>9.5</u>), 湯の川流域=(6, 2.6) 川汲川流域=(6, <u>4</u>), 八木川流域=(5, <u>8.3</u>)	洪水	流域雨量指数基準			尻岸内川流域= <u>13.3</u> , 汐泊川流域= <u>18.7</u> , 松倉川流域= <u>16</u> , 鮫川流域= <u>7.9</u> , 亀田川流域= <u>9.1</u> , 常盤川流域= <u>8</u> , 温川流域= <u>13.9</u> , 湯の川流域= <u>3.4</u> , 石川流域= <u>5.9</u> , 川汲川流域= <u>5.5</u> , 尾札部川流域= <u>6.6</u> , 八木川流域= <u>9</u>	複合基準 ^{*1} 汐泊川流域=(<u>5</u> , <u>17</u>), 鮫川流域=(5, <u>7.7</u>) 亀田川流域=(5, <u>8</u>), 湯の川流域=(6, 2.6) 川汲川流域=(6, <u>4.4</u>), 八木川流域=(5, <u>9</u>)
		高潮	潮位			1.0m			高潮	

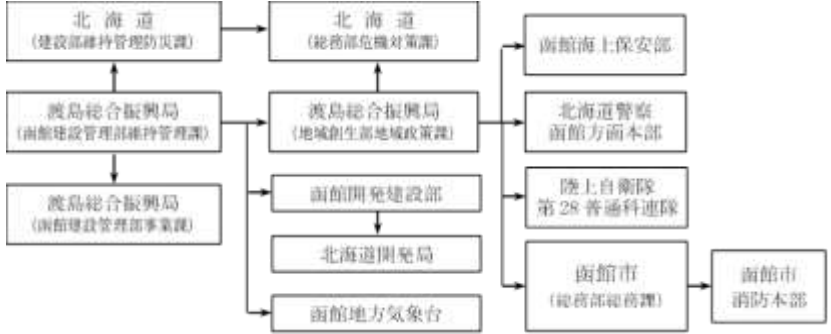
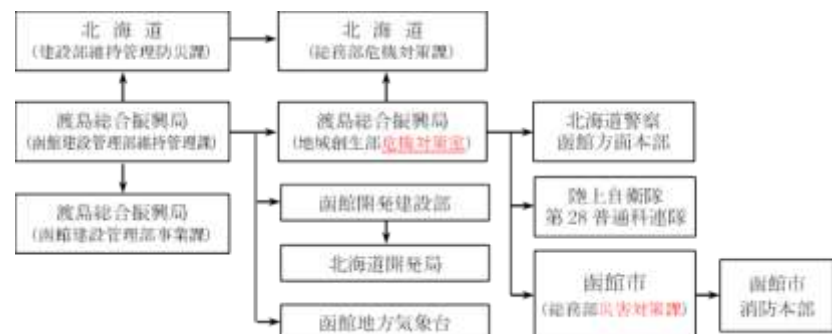
頁	現 行				改 訂 案				改訂理由
8		高潮	潮位	0.8m		高潮	潮位	0.8m	
9	<p>※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)</p> <p>気象庁は, 特別警報, 警報, 注意報を補足する情報として, 大雨警報(浸水害)の危険度分布, 洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p>				<p>※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。</p> <p>(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)</p> <p>気象庁は, 特別警報, 警報, 注意報を補足する情報として, <u>浸水キキクル</u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布), <u>洪水キキクル</u>(洪水警報の危険度分布)および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。</p>				
	種 類		内 容		種 類		内 容		北海道水防計画の改訂に伴う修正
大雨警報(浸水害)の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを, 地図上で1km四方の領域ごとに示す情報。</p> <p>大雨警報(浸水害)等が発表されたときに, どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準に達成したかどうかで, 浸水害発生の危険度を5段階に判定し, 色分けして表示している(常時10分毎に更新)。</p>		<u>浸水キキクル</u> (大雨警報(浸水害)の危険度分布)		<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを, 地図上で1km四方の領域ごとに示す情報。</p> <p>大雨警報(浸水害)等が発表されたときに, どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報(浸水害)等の基準に達成したかどうかで, 浸水害発生の危険度を5段階に判定し, 色分けして表示している(常時10分毎に更新)。</p>				
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりを, 地図上で概ね1kmごとに示す情報。</p> <p>洪水警報等が発表されたときに, どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかで, 洪水害発生の危険度を5段階に判定し, 色分け表示している(常時10分毎に更新)。</p>		<u>洪水キキクル</u> (洪水警報の危険度分布)		<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川およびその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりを, 地図上で概ね1kmごとに示す情報。</p> <p>洪水警報等が発表されたときに, どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準に到達したかどうかで, 洪水害発生の危険度を5段階に判定し, 色分け表示している(常時10分毎に更新)。</p>				

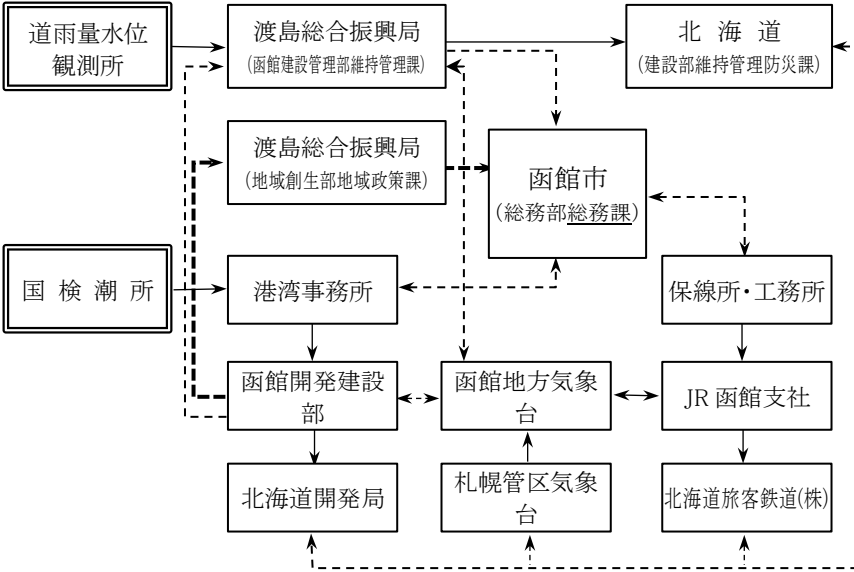
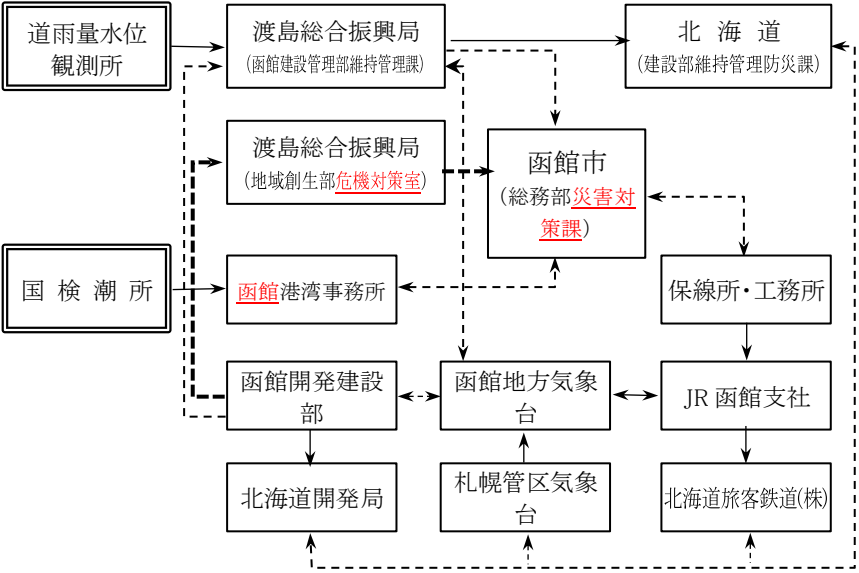
頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
9	(略)	(略)	
12	(略)	(略)	
4.1.2	<p>4.1.2 警報等の伝達経路および手段</p> <p>水防活動に適合する警報等の伝達経路は以下のとおりである。</p> <p>(1) 気象等に関する警報等の伝達</p>  <p>(2) 津波に関する警報等の伝達</p> 	<p>4.1.2 警報等の伝達経路および手段</p> <p>水防活動に適合する警報等の伝達経路は以下のとおりである。</p> <p>(1) 気象等に関する警報等の伝達</p>  <p>(2) 津波に関する警報等の伝達</p> 	<p>函館市地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>函館市地域防災計画の改訂に伴う修正</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																
13	<p>4.2 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>4.2.1 種類および発表基準等</p> <p>知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難のための立退きの勧告または指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p>発表される情報の種類、内容および発表基準は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="174 874 1025 1031"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫危険水位到達情報</td> <td>洪水により河川が氾濫のおそれがあり、避難が必要となるおそれがある旨を通知するもの。</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.2.2 北海道が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域等</p> <p>知事が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）は、資料2「指定河川、水位周知河川、基準水位観測所および水防警報区」のとおりである。</p> <p>(2) 水位到達情報の伝達経路</p> <p>水位到達情報の伝達系統図は、次のとおりである。</p>	種 類	内 容	発表基準	氾濫危険水位到達情報	洪水により河川が氾濫のおそれがあり、避難が必要となるおそれがある旨を通知するもの。	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	<p>4.2 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>4.2.1 種類および発表基準等</p> <p>知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。</p> <p>また、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。</p> <p><u>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。</u></p> <p>発表される情報の種類、基本的な発表基準は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1075 833 1904 1114"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>4.2.2 北海道が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域等</p> <p>知事が水位到達情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）は、資料2「指定河川、水位周知河川、基準水位観測所および水防警報区」のとおりである。</p> <p>(2) 水位到達情報の伝達経路</p> <p>水位到達情報の伝達系統図は、次のとおりである。</p>	種 類	発表基準	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	<p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p> <p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p> <p>北海道水防計画の改訂に伴う修正</p>
種 類	内 容	発表基準																	
氾濫危険水位到達情報	洪水により河川が氾濫のおそれがあり、避難が必要となるおそれがある旨を通知するもの。	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき																	
種 類	発表基準																		
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき																		
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																		
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき																		
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																		

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																		
13			名称変更による修正																		
14	<p>4.3 水防警報 (略)</p> <p>4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報 (1) 種類および発表基準 (略)</p> <table border="1" data-bbox="168 906 1019 1476"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予報・警報等または河川状況等により、特に必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発表基準	待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等または河川状況等により、特に必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	<p>4.3 水防警報 (略)</p> <p>4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報 (1) 種類および発表基準 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1059 906 1910 1476"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇が<u>懸念</u>予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td> <td>気象予報・警報等<u>および</u>河川状況等により、特に必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>準 備</td> <td>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td> <td>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発表基準	待 機	出水あるいは水位の再上昇が <u>懸念</u> 予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等 <u>および</u> 河川状況等により、特に必要と認めるとき。	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	北海道水防計画の改訂に伴う修正
種 類	内 容	発表基準																			
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等または河川状況等により、特に必要と認めるとき。																			
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。																			
種 類	内 容	発表基準																			
待 機	出水あるいは水位の再上昇が <u>懸念</u> 予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等 <u>および</u> 河川状況等により、特に必要と認めるとき。																			
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。																			

頁	現 行		改 訂 案		改訂理由	
14	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位，流量その他の河川状況により，氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお上昇のおそれがあるとき。	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位，流量その他の河川状況により，氾濫注意水位（警戒水位） <u>を超える</u> おそれがあるとき。
	指 示	<u>水位，滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂，その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの。</u>	既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え，災害のおこるおそれがあるとき。	<u>警 戒</u>	<u>出水状況およびその河川状況を示し，警戒が必要である旨を警告するとともに，水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。</u>	既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え，災害のおこるおそれがあるとき。
	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき，または氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき，または氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
15	<p>4.3.3 津波に関する水防警報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容および発表基準は、次のとおりである。</p> <p>なお、<u>気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとする。</u></p>			<p>4.3.3 津波<u>時の河川</u>に関する水防警報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。</p> <p>水防警報の種類、内容および発表基準は、次のとおりである。</p> <p><u>ただし、次の（１）～（３）のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。</u></p> <p><u>（１）日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時刻」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合</u></p> <p><u>（２）日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合</u></p> <p><u>（３）遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」</u></p>		記述の整理
						北海道水防計画の改訂に伴う修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																								
15	<table border="1" data-bbox="190 359 1019 917"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>水防従事者の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が発表される等必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td>出 勤</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える時間的猶予がある状態のとき。</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="156 965 526 1029">4.3.4 北海道が行う水防警報 (略)</p> <p data-bbox="174 1045 481 1077">(2) 水防警報の伝達経路</p> <p data-bbox="280 1085 817 1117">水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。</p>  <pre> graph TD A[北海道 (建設部維持管理防災課)] --> B[北海道 (総務部危機対策課)] A --> C[渡島総合振興局 (函館建設管理部維持管理課)] C --> D[渡島総合振興局 (函館建設管理部事業課)] B --> E[函館海上保安部] B --> F[北海道警察 函館方面本部] B --> G[陸上自衛隊 第28普通科連隊] B --> H[函館市 (総務部総務課)] C --> I[函館開発建設部] I --> J[北海道開発局] I --> K[函館地方気象台] H --> L[函館市 消防本部] </pre>	種 類	内 容	発表基準	待 機	水防従事者の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える時間的猶予がある状態のとき。	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。	<p data-bbox="1086 327 1388 359"><u>が十分に確保できる場合</u></p> <table border="1" data-bbox="1075 359 1904 766"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>出 勤</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td>津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき</td> </tr> <tr> <td>解 除</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> <td>津波警報等が解除されたとき、または水防活動の必要があると認められなくなったとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1048 965 1411 1029">4.3.4 北海道が行う水防警報 (略)</p> <p data-bbox="1066 1045 1377 1077">(2) 水防警報の伝達経路</p> <p data-bbox="1164 1085 1713 1117">水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。</p>  <pre> graph TD A[北海道 (建設部維持管理防災課)] --> B[北海道 (総務部危機対策課)] A --> C[渡島総合振興局 (函館建設管理部維持管理課)] C --> D[渡島総合振興局 (函館建設管理部事業課)] B --> E[函館海上保安部] B --> F[北海道警察 函館方面本部] B --> G[陸上自衛隊 第28普通科連隊] B --> H[函館市 (総務部危機対策課)] C --> I[函館開発建設部] I --> J[北海道開発局] I --> K[函館地方気象台] H --> L[函館市 消防本部] </pre>	種 類	内 容	発表基準	(削除)	(削除)	(削除)	出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき、または水防活動の必要があると認められなくなったとき。	<p data-bbox="1937 1228 2161 1300">名称変更による修正</p>
種 類	内 容	発表基準																									
待 機	水防従事者の安全を確保したうえで待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。																									
出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える時間的猶予がある状態のとき。																									
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。																									
種 類	内 容	発表基準																									
(削除)	(削除)	(削除)																									
出 勤	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき																									
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき、または水防活動の必要があると認められなくなったとき。																									

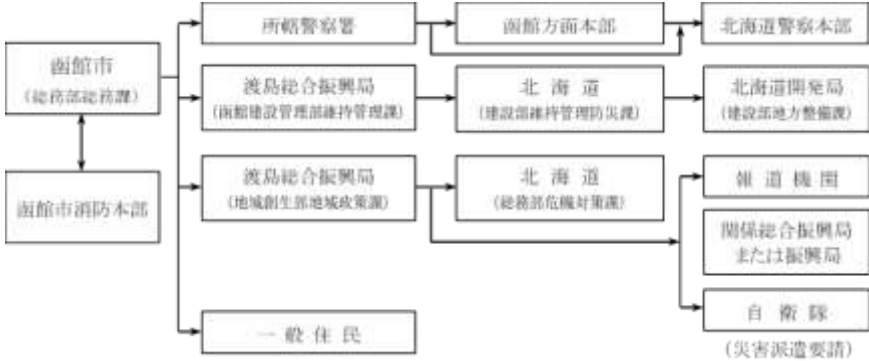
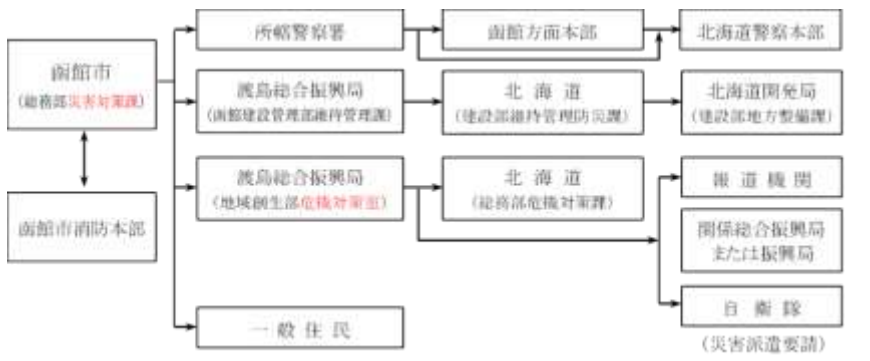
頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
16	第5章 水位等の観測，通報および公表 (略) 5.1.4 水位の公表 (略) ・国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ ・国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 http://city.river.go.jp/ (略)	第5章 水位等の観測，通報および公表 (略) 5.1.4 水位の公表 (略) ・国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/ ・国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 https://city.river.go.jp/ (略)	記述の整理
17	5.3 水位等の通報系統図 水位等の通報は，以下に示す水位等通報系統図のとおりである。 	5.3 水位等の通報系統図 水位等の通報は，以下に示す水位等通報系統図のとおりである。 	名称変更による修正 記述の整理
18	第6章 気象予報等の情報収集 6.1 気象予報および警報，雨量，水位情報の収集 (略) (1) 市町村向け情報提供	第6章 気象予報等の情報収集 6.1 気象予報および警報，雨量，水位情報の収集 (略) (1) 市町村向け情報提供	



頁	現 行			改 訂 案			改訂理由
18	名 称	ホームページアドレス	提供情報	名 称	ホームページアドレス	提供情報	記述の整理
	国土交通省 「市町村向け川の 防災情報」(統一河 川情報システム)※	http://city.river.go.jp/ (携帯電話用有)	雨量, 水位情報, レーダー, 観測 情報, 水防警報等	国土交通省 「市町村向け川の 防災情報」(統一河 川情報システム)※	https://city.river.go.jp /	雨量, 水位情報, レーダー, 観測情報, 水防警報等	
	気象庁 防災情報提供シ ステム※	https://bosai.jmainfo.go.jp/	気象情報, 解析 雨量等	気象庁 <u>ホームペ ージ</u>	https://www.jma.go.jp/	気象情報, 解析雨量, <u>早期注意情報(警報 級の可能性), 気象警 報/注意報, アメダ ス, 雨雲の動き, 今後 の雨, キキクル(危険 度分布), 流域雨量指 数の予測値 等</u>	北海道水防計画 の改訂に伴う修 正
(2) 一般向け情報提供				(2) 一般向け情報提供			
	名 称	ホームページアドレス	提供情報	名 称	ホームページアドレス	提供情報	記述の整理
	国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp / (携帯電話用)	雨量, 水位情報, レーダー観測情報, 水防警報等	国土交通省 「川の防災情 報」	https://www.river.go.jp/	雨量, 水位情報, レーダ ー観測情報, 水防警報 等	
	北海道防災情報 (防災対策支援シ ステム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報, 避難情 報, 道路情報, 河川 情報, メール配信サ ービス	北海道防災情報 (防災対策支援 システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報, 避難情報, 道 路情報, 河川情報, メ ール配信サービス	
	国土交通省港湾局 「リアルタイム ナウ ファース」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas	潮位・波高	削除	削除	削除	
	国土交通省北海道開 発局 「北海道海象情報」	http://gk-web.hkd.mlit.go.jp	潮位	国土交通省北海 道開発局 「北海道海象情 報」	https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/hkop-bousai/	潮位・波浪	
	気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報, 解析雨量, レーダー・ナウキャスト, 危険度分布, 潮位等, 今後の雨 (降水短時間予報)	気象庁ホームペ ージ	https://www.jma.go.jp/	気象情報, 解析雨量, <u>早期注 意情報(警報級の可能性), 気 象警報/注意報, アメダス, 雨 雲の動き, 今後の雨, キキク ル(危険度分布), 流域雨量指 数の予測値 等</u>	北海道水防計画 の改訂に伴う修 正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
18	(略)	函館地方気象台 ホームページ https://www.jma-net.go.jp/hakodate-c/	
	(略)	(略)	
19	第7章 ダム・水門等の操作 (略)	第7章 ダム・水門等の操作 (略)	
20	7.2.2 ダム情報系統図 ダムの情報系統図は以下のとおりである。	7.2.2 ダム情報系統図 ダムの情報系統図は以下のとおりである。	
	<pre> graph LR A[渡島総合振興局 (函館建設管理部 事業課)] --> B[渡島総合振興局 (函館建設管理部維持管理課)] A --> C[渡島総合振興局 (地域創生部地域政策課)] A --> D[函館地方気象台] A --> E[北海道函館方面 函館中央警察署 函館西警察署*] A --> F[函館市 (総務部総務課)] B --> G[北海道 (建設部維持管理防災課)] C --> H[北海道 (総務部危機対策課)] G --> I[北海道開発局] F --> J[函館市消防本部] E --- K[※西警察署への通報は新中野ダムのみ行われる。] </pre>	<pre> graph LR A[渡島総合振興局 (函館建設管理部 事業課)] --> B[渡島総合振興局 (函館建設管理部維持管理課)] A --> C[渡島総合振興局 (地域創生部危機対策室)] A --> D[函館地方気象台] A --> E[北海道函館方面 函館中央警察署 函館西警察署*] A --> F[函館市 (総務部災害対策課)] B --> G[北海道 (建設部維持管理防災課)] C --> H[北海道 (総務部危機対策課)] G --> I[北海道開発局] F --> J[函館市消防本部] E --- K[※西警察署への通報は新中野ダムのみ行われる。] </pre>	名称変更による修正
21	(略) 第8章 通信連絡 (略) 8.3 電気通信設備の優先利用等 水防関係機関は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、または次に掲げる専用通信施設を使用することができる。 (略)	(略) 第8章 通信連絡 (略) 8.3 <u>その他の通信施設の使用</u> 水防関係機関は、 <u>その他一般加入電話による通信不能または特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。</u> (略)	北海道水防計画の改訂に伴う修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																																
22	<p data-bbox="159 328 394 355">8.4 通信連絡系統</p> <p data-bbox="203 363 1028 435">水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡の連絡先等は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="188 440 1021 1005"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>連絡責任者</th> <th>連 絡 先</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館開発建設部</td> <td>防災対策官</td> <td>TEL 42-8170 FAX 42-9000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道渡島総合振興局地域創生部</td> <td>地域政策課主幹</td> <td>TEL 47-9430 FAX 47-9203</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道電力株式会社函館支店</td> <td>企画総務グループリーダー</td> <td>TEL 22-2511 FAX 22-2516</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館山ロープウェイ株式会社F M いるか</td> <td>チーフディレクター</td> <td>TEL 27-3700 FAX 23-3100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館市</td> <td>総務部 防災担当課長</td> <td>TEL 21-3654 FAX 27-6487</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="174 1046 230 1074">(略)</p>	機 関 名	連絡責任者	連 絡 先	備 考	函館開発建設部	防災対策官	TEL 42-8170 FAX 42-9000		(略)				北海道渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹	TEL 47-9430 FAX 47-9203		北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループリーダー	TEL 22-2511 FAX 22-2516		函館山ロープウェイ株式会社F M いるか	チーフディレクター	TEL 27-3700 FAX 23-3100		函館市	総務部 防災担当課長	TEL 21-3654 FAX 27-6487		(略)				<p data-bbox="1050 328 1285 355">8.4 通信連絡系統</p> <p data-bbox="1095 363 1919 435">水防に関し、関係機関と相互に行う通信連絡の連絡先等は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1079 440 1912 1037"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>連絡責任者</th> <th>連 絡 先</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館開発建設部</td> <td>防災課長</td> <td>TEL 42-8170 FAX 42-9000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道渡島総合振興局地域創生部</td> <td>危機対策室主幹</td> <td>TEL 47-9430 FAX 47-9203</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道電力ネットワーク株式会社道南総括支店</td> <td>企画総務グループリーダー</td> <td>TEL 22-2511 FAX 22-2516</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館山ロープウェイ株式会社F M いるか</td> <td>次長</td> <td>TEL 27-3700 FAX 23-3100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>函館市</td> <td>総務部 災害対策課長</td> <td>TEL 21-3654 FAX 27-6487</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1066 1082 1122 1109">(略)</p>	機 関 名	連絡責任者	連 絡 先	備 考	函館開発建設部	防災課長	TEL 42-8170 FAX 42-9000		(略)				北海道渡島総合振興局地域創生部	危機対策室主幹	TEL 47-9430 FAX 47-9203		北海道電力ネットワーク株式会社道南総括支店	企画総務グループリーダー	TEL 22-2511 FAX 22-2516		函館山ロープウェイ株式会社F M いるか	次長	TEL 27-3700 FAX 23-3100		函館市	総務部 災害対策課長	TEL 21-3654 FAX 27-6487		(略)				<p data-bbox="1942 443 2159 515">名称変更による修正</p>
機 関 名	連絡責任者	連 絡 先	備 考																																																																
函館開発建設部	防災対策官	TEL 42-8170 FAX 42-9000																																																																	
(略)																																																																			
北海道渡島総合振興局地域創生部	地域政策課主幹	TEL 47-9430 FAX 47-9203																																																																	
北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループリーダー	TEL 22-2511 FAX 22-2516																																																																	
函館山ロープウェイ株式会社F M いるか	チーフディレクター	TEL 27-3700 FAX 23-3100																																																																	
函館市	総務部 防災担当課長	TEL 21-3654 FAX 27-6487																																																																	
(略)																																																																			
機 関 名	連絡責任者	連 絡 先	備 考																																																																
函館開発建設部	防災課長	TEL 42-8170 FAX 42-9000																																																																	
(略)																																																																			
北海道渡島総合振興局地域創生部	危機対策室主幹	TEL 47-9430 FAX 47-9203																																																																	
北海道電力ネットワーク株式会社道南総括支店	企画総務グループリーダー	TEL 22-2511 FAX 22-2516																																																																	
函館山ロープウェイ株式会社F M いるか	次長	TEL 27-3700 FAX 23-3100																																																																	
函館市	総務部 災害対策課長	TEL 21-3654 FAX 27-6487																																																																	
(略)																																																																			

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																		
24	<p>第10章 水防活動</p> <p>10.1.1 市の非常配備体制</p> <p>市は、水防活動の利用に適合する予報および警報等の発表があり洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。</p> <p>市職員の非常配備体制は、函館市地域防災計画基本・地震災害対策編第3章第1節第5項「職員の動員・配備」に定めるところにより、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 667 992 1273"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>配備の時期</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に到達したとき。または氾濫注意水位(警戒水位)に到達しさらなる水位の上昇が見込まれるとき。(洪水) 津波注意報が発表されたとき。(津波) 水防活動の利用に適合する予報および警報が継続され洪水または高潮の発生のおそれがあるとき。 水防警報の通知を受けたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 </td> <td>災害時活動要領に基づく第1非常配備職員。</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき。または、避難判断水位を超えさらなる水位の上昇が見込まれるとき(洪水) 高潮特別警報または高潮警報が発表されたとき。または、高潮注意報が発表され、暴風特別警報または暴風警報が発表されたとき。(高潮) 大津波警報または津波警報が発表されたとき。(津波) その他市長が必要と認めるとき。 </td> <td>災害時活動要領に基づく第2非常配備職員。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波または高潮等により住家や人的被害が発生したとき。 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 </td> <td>災害時活動要領に基づく第3非常配備職員。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区 分	配備の時期	配備人員	災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に到達したとき。または氾濫注意水位(警戒水位)に到達しさらなる水位の上昇が見込まれるとき。(洪水) 津波注意報が発表されたとき。(津波) 水防活動の利用に適合する予報および警報が継続され洪水または高潮の発生のおそれがあるとき。 水防警報の通知を受けたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第1非常配備職員。	災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき。または、避難判断水位を超えさらなる水位の上昇が見込まれるとき(洪水) 高潮特別警報または高潮警報が発表されたとき。または、高潮注意報が発表され、暴風特別警報または暴風警報が発表されたとき。(高潮) 大津波警報または津波警報が発表されたとき。(津波) その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第2非常配備職員。		<ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波または高潮等により住家や人的被害が発生したとき。 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第3非常配備職員。	<p>第10章 水防活動</p> <p>10.1.1 市の非常配備体制</p> <p>市は、水防活動の利用に適合する予報および警報等の発表があり洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により水防業務を処理するものとする。</p> <p>市職員の非常配備体制は、函館市地域防災計画第3章第1節第5項「職員の動員・配備」に定めるところにより、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 627 1830 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2">体制</th> <th colspan="2">配備基準</th> <th rowspan="2">主な対応内容</th> <th rowspan="2">必要対策部</th> </tr> <tr> <th>地震・津波</th> <th>風水害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部設置前</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第1非常配備体制 函館市域内で震度4の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 風水害 土砂災害 洪水災害 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 洪水警報が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の収集 伝達 避難所の開設 次の配備体制への移行準備 </td> <td>関係対策部(災害時活動要領に基づく第1非常配備)</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部設置後</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第2非常配備体制(注1) 函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 避難所の開設 被害把握と公表 応急復旧 必要に応じた応援要請 次の配備体制への移行準備 </td> <td>全対策部(災害時活動要領に基づく第2非常配備)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第3非常配備体制(注2) 函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表した場合 洪水災害が発生した場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 迅速な応援要請 救助救出 避難所の運営 応急復旧 </td> <td>全対策部(災害時活動要領に基づく第3非常配備)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	体制	配備基準		主な対応内容	必要対策部	地震・津波	風水害	災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 第1非常配備体制 函館市域内で震度4の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害 土砂災害 洪水災害 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 洪水警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の収集 伝達 避難所の開設 次の配備体制への移行準備 	関係対策部(災害時活動要領に基づく第1非常配備)	災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 第2非常配備体制(注1) 函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 避難所の開設 被害把握と公表 応急復旧 必要に応じた応援要請 次の配備体制への移行準備 	全対策部(災害時活動要領に基づく第2非常配備)		<ul style="list-style-type: none"> 第3非常配備体制(注2) 函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表した場合 洪水災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 迅速な応援要請 救助救出 避難所の運営 応急復旧 	全対策部(災害時活動要領に基づく第3非常配備)	<p>函館市地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
区 分	配備の時期	配備人員																																			
災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 避難判断水位に到達したとき。または氾濫注意水位(警戒水位)に到達しさらなる水位の上昇が見込まれるとき。(洪水) 津波注意報が発表されたとき。(津波) 水防活動の利用に適合する予報および警報が継続され洪水または高潮の発生のおそれがあるとき。 水防警報の通知を受けたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第1非常配備職員。																																			
災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(特別警戒水位)に到達したとき。または、避難判断水位を超えさらなる水位の上昇が見込まれるとき(洪水) 高潮特別警報または高潮警報が発表されたとき。または、高潮注意報が発表され、暴風特別警報または暴風警報が発表されたとき。(高潮) 大津波警報または津波警報が発表されたとき。(津波) その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第2非常配備職員。																																			
	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波または高潮等により住家や人的被害が発生したとき。 大雨に関する特別警報が発表されたとき。 その他市長が必要と認めるとき。 	災害時活動要領に基づく第3非常配備職員。																																			
体制	配備基準		主な対応内容	必要対策部																																	
	地震・津波	風水害																																			
災害対策本部設置前	<ul style="list-style-type: none"> 第1非常配備体制 函館市域内で震度4の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に津波注意報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 風水害 土砂災害 洪水災害 大雨警報(土砂災害)が発表された場合 洪水警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の収集 伝達 避難所の開設 次の配備体制への移行準備 	関係対策部(災害時活動要領に基づく第1非常配備)																																	
災害対策本部設置後	<ul style="list-style-type: none"> 第2非常配備体制(注1) 函館市域内で震度5弱または5強の地震が観測された場合 太平洋沿岸西部に大津波警報または津波警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 避難所の開設 被害把握と公表 応急復旧 必要に応じた応援要請 次の配備体制への移行準備 	全対策部(災害時活動要領に基づく第2非常配備)																																	
	<ul style="list-style-type: none"> 第3非常配備体制(注2) 函館市域内で震度6弱以上の地震が観測された場合 地震動や津波により、建物倒壊、地震火災、人的被害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が発生した場合 大雨特別警報(土砂災害)が発表した場合 洪水災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 監視、警戒 避難情報の発令 迅速な応援要請 救助救出 避難所の運営 応急復旧 	全対策部(災害時活動要領に基づく第3非常配備)																																	

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
27	<p>10.7 決壊・漏水等の通報およびその後の措置</p> <p>10.7.1 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長またはダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒および連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p>	<p>10.7 決壊・漏水等の通報およびその後の措置</p> <p>10.7.1 決壊・漏水等の通報</p> <p>水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長またはダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関に通報するものとする。</p> <p>通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報等の発令に資する事象として情報提供するものとする。そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒および連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。</p>	北海道水防計画の改訂に伴う修正
27 28	<p>10.7.2 決壊・越水等の通報系統</p> <p>(1) 堤防等の決壊・越水通報系統図</p> <p>堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。</p> 	<p>10.7.2 決壊・越水等の通報系統</p> <p>(1) 堤防等の決壊・越水通報系統図</p> <p>堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。</p> 	名称変更による修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
28	<p>(2) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。</p>  <p>(略)</p>	<p>(2) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。</p>  <p>(略)</p>	名称変更による修正
31	第12章 協力および応援 (略)	第12章 協力および応援 (略)	
32	<p>12.5 自衛隊の派遣要請 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害の状況および派遣要請を要求する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域および活動内容 ④ 派遣部隊が展開できる場所 ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項 <p>(略)</p>	<p>12.5 自衛隊の派遣要請 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害の状況および派遣要請を要求する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域および活動内容 ④ 派遣部隊が展開できる場所 ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項 <p><u>なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。</u></p>	北海道水防計画の改訂に伴う修正

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由
36	<p>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>16.1 浸水想定区域の指定</p> <p>北海道は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>16.2 浸水想定区域の指定公表状況</p> <p>北海道が公表した本市の区域における、水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>16.3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>函館市防災会議は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、函館市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>本市の地域防災計画(地域防災計画参考資料7)で定められている要配慮者利用施設は、洪水時等にはこれらの資料を活用して<u>住民</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>16.1 <u>洪水</u>浸水想定区域の指定</p> <p>北海道は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を<u>洪水</u>浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。</p> <p>16.2 <u>洪水</u>浸水想定区域の指定公表状況</p> <p>北海道が公表した本市の区域における、水位周知河川の<u>洪水</u>浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>16.3 <u>洪水</u>浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>函館市防災会議は、水位周知河川について、<u>洪水</u>浸水想定区域の指定があったときは、函館市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>本市の地域防災計画(地域防災計画参考資料7)で定められている要配慮者利用施設は、洪水時等にはこれらの資料を活用して<u>利用者</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>法改正に伴う修正</p>
37	<p>16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により函館市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者または管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な</p>	<p>16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>法第15条第1項の規定により函館市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者または管理者が同計画を作成していない場合</p>	<p>記述の整理</p>

頁	現 行	改 訂 案	改訂理由																																																			
37	<p>避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者または管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <div data-bbox="331 946 860 1358" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">函 館 市 水 防 計 画</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">沿 革</td><td style="width: 50%;">昭和 31 年 6 月</td><td style="width: 40%;">制 定</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 49 年 8 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 59 年 8 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 61 年 9 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 6 年 4 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 29 年 3 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 31 年 3 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">編集・発行 函 館 市</td></tr> </table> </div>	沿 革	昭和 31 年 6 月	制 定		昭和 49 年 8 月	改 訂		昭和 59 年 8 月	改 訂		昭和 61 年 9 月	改 訂		平成 6 年 4 月	改 訂		平成 29 年 3 月	改 訂		平成 31 年 3 月	改 訂	編集・発行 函 館 市			<p>において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者または管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。<u>また、要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。</u></p> <div data-bbox="1218 946 1747 1394" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">函 館 市 水 防 計 画</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">沿 革</td><td style="width: 50%;">昭和 31 年 6 月</td><td style="width: 40%;">制 定</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 49 年 8 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 59 年 8 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>昭和 61 年 9 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 6 年 4 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 29 年 3 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td>平成 31 年 3 月</td><td>改 訂</td></tr> <tr><td></td><td><u>令和 5 年 月</u></td><td><u>改 訂</u></td></tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">編集・発行 函 館 市</td></tr> </table> </div>	沿 革	昭和 31 年 6 月	制 定		昭和 49 年 8 月	改 訂		昭和 59 年 8 月	改 訂		昭和 61 年 9 月	改 訂		平成 6 年 4 月	改 訂		平成 29 年 3 月	改 訂		平成 31 年 3 月	改 訂		<u>令和 5 年 月</u>	<u>改 訂</u>	編集・発行 函 館 市			<p>法改正に伴う追加</p>
沿 革	昭和 31 年 6 月	制 定																																																				
	昭和 49 年 8 月	改 訂																																																				
	昭和 59 年 8 月	改 訂																																																				
	昭和 61 年 9 月	改 訂																																																				
	平成 6 年 4 月	改 訂																																																				
	平成 29 年 3 月	改 訂																																																				
	平成 31 年 3 月	改 訂																																																				
編集・発行 函 館 市																																																						
沿 革	昭和 31 年 6 月	制 定																																																				
	昭和 49 年 8 月	改 訂																																																				
	昭和 59 年 8 月	改 訂																																																				
	昭和 61 年 9 月	改 訂																																																				
	平成 6 年 4 月	改 訂																																																				
	平成 29 年 3 月	改 訂																																																				
	平成 31 年 3 月	改 訂																																																				
	<u>令和 5 年 月</u>	<u>改 訂</u>																																																				
編集・発行 函 館 市																																																						